



簡易専用水道について

■簡易専用水道とは（水道法第3条第7項、同法施行令第2条）

マンション、大規模店舗、病院、学校などでは、水道事業者から供給を受ける水を「水槽」に貯水してから利用している施設があります。

水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超える施設は「簡易専用水道」といい、水道法の適用対象となります。

■簡易専用水道の管理について（水道法第34条の2第1項、同法施行規則第55条）

簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道の管理を行うことが義務づけられています。

管理基準は次のとおりです。

- ・ 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- ・ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- ・ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- ・ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

■簡易専用水道の検査について（水道法第34条の2第2項、同法施行規則第56条）

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を毎年1回以上定期に受ける義務があります。

【問合せ先】

松前町役場 公営企業部 上下水道課

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地

TEL 089-985-4229 FAX 089-985-4147

Eメール 242s.komu@town.masaki.ehime.jp